

国有財産売払公示書

下記国有財産を売払いします。

記

1 売払物件

物 件 番 号	所 在 地	区 分	登 地 記 目	数 量	都 市 計 画 上 の 制 限 等 (建蔽率・容積率)	売 却 価 格	閲覧 資 料 の 有 無	価 格 形 成 上 の 減 値 要 因
2102	高松市新田町字東原甲12 6番7	土 地 工 作 物	宅 地	324.76m ² 一 式	非線引都市計画区域 一種中高層 (60%・200%)	¥8,250,000-	有	—

2 申込みする者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者
- (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあっては国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

3 申込方法

- (1) 受付期間：令和6年2月26日（月）から 令和6年5月31日（金）まで
- (2) 受付時間：8時30分から12時、13時から17時15分まで（ただし閉庁日を除く）

初日は、13時から17時15分までとする。

(3) 申込用紙の交付及び受付場所：香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館6階
財務省 四国財務局 管財部 統括国有財産管理官

(4) 申込受付：申込みにあたっては、普通財産売払申請書に必要事項を記載し、次の書類を添付して持参又は郵送により提出する。

- ・暴力団排除に関する誓約書
- ・印鑑証明書
- ・申請者が個人の場合は住民票抄本1通（マイナンバーが記載されていないもの）
- ・申請者が法人の場合は現在事項全部証明書1通及び役員一覧
- ・契約内容の公表に対する同意書

「普通財産売払申請書」、「誓約書」、「役員一覧」、「同意書」の用紙については、予め四国財務局のホームページ「すぐに購入できる物件」ページ、もしくは前記「申込用紙の交付及び受付場所」にて入手し必要事項を記載・押印（印鑑登録印）のうえ提出することとする。

なお、「普通財産売払申請書」等の記載事項等、添付書類に不備がある場合は受理できない。

また、申込みを既に行った者が、契約締結期限内に契約を締結しなかった場合には、再度の申込みを受付しないことがある。

4 申請の無効

申込みする者に必要な資格のない者のした売払申請は無効とする。

5 契約相手方の決定

受付期間中に、最初に「普通財産売払申請書」が受理された者を契約相手方候補者とし、警察当局から排除対象者に該当しない者として確認を了した場合に契約相手方として決定する。排除対象者に該当する者として確認を了した場合は、売払申請を無効とする。

ただし、受付開始時点（初日13時、二日目以降8時30分と13時）において、同一物件に複数の申込みがあった場合にはくじ引きにより契約相手方候補者を決定する。申込みを行った者が抽選会場にいない場合は、国が指定した者にくじを引かせ契約相手方候補者を決定する。

なお、郵送による受付は、配達時間に関係なく、同日の最後の受付とする。

- (1) 同日に郵送のみで同一物件に複数の申込みがあった場合には、前記同様くじ引きにより契約相手方候補者を決定するため、抽選日時等を別途通知する。通知には、申込後、一定の期間を要する。
- (2) 公示日から受付開始日（初日）の前日までに郵送により売払申請書等の必要書類が到着した場合は、受付開始日（初日）に到着したものとみなし、受付開始日（初日）の最後の受付とする。

6 売却にあたって付す条件

- (1) 売買契約を締結した日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するもの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。
- (2) 公序良俗に反する使用等に関して、国が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。このとき、正当な理由なく実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。
- (3) 上記(1)及び(2)に定める義務に違反したときは、それぞれ所定の違約金を国に支払わなければならない。

7 契約等条件

契約相手方として決定した者は、決定の日から30日以内に契約を締結しなければならない。
なお、契約締結期限に該当する日が閉庁日に該当する場合には、直前の開庁日を期限とする。

8 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は即納とする。

9 売買代金の支払方法

売買代金の支払いは、以下のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 売買契約締結と同時に売買代金全額を納付する方法
売買契約締結時に売買代金全額を納付する。
- (2) 売買契約を締結しようとするときに契約保証金を納付し、20日以内に売買代金全額を納付する方法
売買契約を締結しようとするときに契約保証金として売買代金の1割以上（円未満切上）を納付し、その後、売買契約締結の日を含めて20日以内（20日目が土日・祝祭日等の金融機関の休業日に該当する場合には、直前の営業日を期限とする。）に売買代金と契約保証金との差額を国が発行する納入告知書により納付する。
なお、納付期限までに売買代金の納付がされなかった場合は契約不履行となり、契約保証金は国庫に帰属する。

10 契約内容の公表

- (1) 契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を四国財務局のホームページにおいて公表する。
所在地（マンションの場合は住居表示）、マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ）、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積）、応札者数、開札結果、不落等隨契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は該当団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率
- (2) 上記(1)に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となる。

11 個人情報について

売払申請のために提出された書類等に記載された個人情報は、原則、売払事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しない。ただし、契約相手方に必要な資格の確認のため、警察当局に情報提供する場合がある。

12 その他

申込みする者は、本公示書のほか、四国財務局において交付する物件調書及び国有財産売買契約書（案）を十分理解したうえで申込みするものとする。

以上公示する。

令和6年2月16日

財務省四国財務局